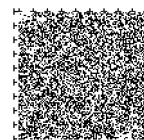


本多委員提出資料



障がい児支援について

1) 子どもの育ちを支える

障がいのある子どもたちは、特別支援学校に通い、放課後等デイサービスをつかっていると、自身の暮らす地域で、近所の子どもたちとともに育ちあう経験が不足してしまう。周囲には大人=支援者と障がいのある子だけの偏りのある集団の中で育つことになり、様々なことを経験する機会が圧倒的に少ないと言える。

また定型発達の子どもにとっても障がいのある子を知り、関わる機会を奪ってしまい偏見や差別につながっている。

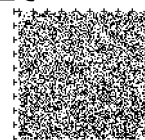
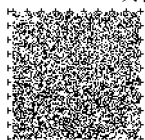
今後インクルーシブな教育を考えるにあたり、暮らしている地域で一緒に育ちあう仕組みを意図的に作っていかねば、共生社会の実現につながらないのではないかと考える。

2) 保育士や支援スタッフの障がい理解を広げる取り組みの強化

児童養護施設においては、知的や発達を中心に障がいのある子どもが 2020 年の厚労省の調査では 37%とされ、多くの障がい児が障害児施設ではなく児童養護施設で保護されていることが分かっており、この傾向は前回調査より増加している。障がい児に関しては幼少期からその特性が現れることが多いが、適切な環境や支援によってその状態が良くも悪くも影響を受ける。保育士の学ぶ科目の中には障害児保育は欠かせないが、それでも全体の科目の量からすると 1 割にも満たない時間数となっている。個別性の高い障害児保育については、児童養護施設でも対応に苦慮されている。福祉型障害児施設は東京都においても数えるほどしかない。子どもが家庭で育つことは理想であるが虐待などの理由で施設支援に頼らざるを得ない場合、児童養護施設の職員にもその専門性を高める学びの場を提供してほしい。また在宅の子どもたちにおいては、保育士や幼稚園教諭あるいは学童保育スタッフのスキルアップの場を増やすなど障がい理解が広がる手立てが今以上に必要だと思う。

3) 障がい児の 18 歳以降の居住の場の確保が困難

定型発達のお子さんでも、18 歳で自立される人は多くない中、障がい児が入所施設や児童養護施設を退所すると、成人施設に入ることができるのは稀であり、GH や一人暮らしをしなければならない。働くところと暮らすところを一度に両方探し、かつ定着しなければならないのは、特に知的障がいのある方には高いハードルとなっている。また重度の障がい者を受け入れる GH が少ないため、近隣の施設入所が見込めない場合は、都外施設や東京都の管轄外の入所施設・GH に入居されている実態がある。都外に居住の場を求めなくてはならない現状を都としてはどのように考えておられるのか伺いたい。また 30 年ほど前に建設した都外施設は、利用者が年を重ね保護者については高齢化して施設に面会に行くことさえ難しくなっている、いまだに 3500 名を超える都外施設の利用者の今後について、地域移行促進コーディネーター事業を活用して地域移行している例もあるが、その施設に空き



が生じるとすぐにまた他の方が都内から入所してくる実態があり、都外施設に対する都の方針を伺いたい。

滝乃川学園
本多公恵